

仕入控除税額に係るフローチャート《公益法人等版》

このフローチャートの適用になる事業者は次のとおりです。

- ・国または地方公共団体の特別会計
- ・消費税別表第三に掲げる法人
例：（一般・公益）社団法人、（一般・公益）財団法人、学校法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、独立行政法人、日本赤十字社、社会医療法人（通常の医療法人は対象外）
- ・人格のない社団等

